



交通ルールを守って安全に乗ろう

大きなリスク! 自転車の交通事故



自転車事故で高額賠償や実刑も

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、交通事故のリスクも少なくありません。昨年、天王寺区では132件の自転車関連の事故が発生しました。大阪府下で見ると8,855件の自転車事故が発生し、8,599人が負傷、29名の方が亡くなっています。また、事故を起こすと、相手を負傷させた等で、高額な賠償あるいは実刑を命じられることもあります。自転車関連の死亡・重傷事故は、自転車側の多くに法令違反が見られます。まずは、交通ルールを守ることが自転車事故を起こさないことにつながります。

【自転車利用者が高額賠償や実刑を命じられた判決事例】

前方不注視	賠償額 9,521万円 (平成25年7月 神戸地裁)	坂道を下ってきた小学生の自転車が、歩行中の60代女性と衝突し、女性が意識不明に。
信号無視	賠償額 5,438万円 (平成19年4月 東京地裁)	信号を無視した30代男性の自転車が、横断歩道を歩行中の50代女性と衝突し、女性は死亡。
無灯火	賠償額 3,000万円 (平成19年7月 大阪地裁)	歩道上で無灯火の10代少年の自転車が歩行中の60代男性と正面衝突し、男性は死亡。
危険な横断	禁錮 2年 (平成23年11月 大阪地裁)	60代男性の自転車が安全確認をせずに渋滞の切れ目から道路を横断。その自転車を避けようとしたタンクローリーが歩道に乗り上げ男性2人と衝突し、男性2人は死亡。自転車が死亡事故を誘発したとして実刑判決。

自転車の基本的なルール「自転車安全利用五則」

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



全ての自転車利用者に対しヘルメットの着用が努力義務に



令和5年4月1日から改正道路交通法の施行により、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務となりました。大阪府下の過去5年間(平成30年～令和4年)の自転車事故では、頭部負傷が原因で94名が亡くなりましたが、内1名を除き93名がヘルメット非着用でした。交通ルールをしっかりと守り自転車事故を起こさないことはもちろん、もしもの事故発生時には被害が軽減されるようヘルメットを着けて、自転車を安全に利用しましょう。

協力/天王寺警察署

お知らせ・今月の各種無料相談会

国民健康保険料決定通知書を点字文書にして同封します

視覚障がいのある世帯主でご希望の方には、保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します。電話でお申し込みください。

問 窓口サービス課(保険年金)
☎ 06-6774-9956

が反映されていない場合は、7月以降に変更通知書を送付します。

問 なんば市税事務所 市民税等グループ(個人市民税担当)
☎ 06-4397-2953

軽自動車税(種別割)の納期限は、5/31(水)です

身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者等の方で軽自動車税(種別割)の免除の申請をされる場合は、納期限までに市税事務所です手続きを行ってください。

問 なんば市税事務所 市民税等グループ(軽自動車税担当)
☎ 06-4397-2954

令和5年度(令和4年分所得)の課税(所得)証明書は6/1(木)から発行できます

会社等にお勤めで個人市・府民税の全額が給与から差し引き(特別徴収)される方は5/22(月)から(※コンビニエンスストアでの発行は6/1(木)から)発行できます。

ご注意:会社等からの給与支払報告書の提出や所得税または個人市・府民税の申告がない場合などは発行できないことがあり、3/16以降に申告された場合は発行時期が遅れることがあります。

問 なんば市税事務所(管理担当)
☎ 06-4397-2948

令和5年度個人市・府民税の特別徴収税額決定通知書を送付します

令和5年度の個人市・府民税の給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書を、5月中旬から事業主(会社等)を通じて、給与所得者(従業員等)の方に送付します。3/16以降に所得税または個人市・府民税の申告をされた方で通知書に申告内容

消費税インボイス制度の登録申請相談会

要予約 無料

消費税インボイス制度の登録申請相談会を行います。同日に「インボイス制度説明会」も開催します。

対 登録申請を希望する事業者の方

☎ 電話 ※詳細はホームページでご確認ください

問 天王寺税務署(堂ヶ芝2-11-25)
☎ 06-6772-1281

※来署による相談は事前予約制です。



場 北区民センター(北区扇町2-1-27)

※受付開始時(18:00予定)の来場者で相談順を抽選し、以降先着順。

定 32組
問 大阪市総合コールセンター「なにわコール」
☎ 06-4301-7285

今月の各種無料相談会

※体調不良の方は来庁を控えてください。

対 市内在住の方
相談時間/1組30分以内(相談後の記録作成、入れ替わりの時間等も含む)

日曜法律相談

要予約 先着順 無料

日 5/28(日) 13:00~17:00
場 区役所(真法院町20-33)
定 16組
申 5/19(金) 12:00 ~ 5/27(土) 17:00 (AI電話による自動案内。24時間受付)
予約専用電話/☎ 050-1807-2537
問 大阪市総合コールセンター「なにわコール」
☎ 06-4301-7285

ナイター法律相談

無料

日 5/11(木) 18:30~21:00

区役所で行う無料相談

弁護士による法律相談

要予約 先着順 無料

日 5/10(水)、18(木)、26(金) 13:00~17:00
定 8組
申 当日9:00~ 電話
※同じ内容での繰り返しの相談はお控えください

その他の専門相談

無料

日 社会保険労務士相談: 5/8(月)
不動産相談(宅建協会): 5/9(火)、16(火)
税理士相談: 5/17(水)
司法書士相談: 5/23(火)
行政書士相談: 5/24(水)
いずれも13:00~16:00
受付は12:50~15:30(区役所1階)
※予約は不要ですが、受付開始時の来場者で相談順を抽選し、以降先着順
問 事業戦略室(広聴広報)
☎ 06-6774-9683

広告募集中

詳しくは、天王寺区ホームページをご覧ください。
<https://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/>

広告募集中

詳しくは、天王寺区ホームページをご覧ください。
<https://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/>

